

令和3（2021）年 6月25日

学位（博士・言語教育学）申請論文 審査報告書

〈学位申請者〉 氏名 孫 向宇 学生番号 G7D5052017

〈論文題名〉 「～（さ）せていただく」の使用と社会的容認度に関する研究

〈審査委員〉

主査 拓殖大学外国語学部教授 小林 孝郎

副査 拓殖大学外国語学部教授 阿久津 智

副査 東京外国語大学名誉教授 井上 史雄

I. 論文の主旨

本論文は、日本語の使役授受表現「～（さ）せてもらう」の謙讓表現である「～（さ）せていただく」形式の新たな分類を行い、日本語母語話者による各用法の容認度、使用動機について、話し言葉・書き言葉の各種資料を対象として考察するとともに、日本語学習者による使用実態とその背景の分析を基に、同形式の日本語教育における役割と位置付けについての新たな知見を述べたものである。

日本語母語話者の「～（さ）せてもらう」各用法中、「拡大用法Ⅲ（許可の見立てを可能とするが、恩恵のないタイプ）」の使用頻度が基本用法よりも高く、この傾向は同形式が出現する明治期にまで遡ることを明らかにし、日本語母語話者の各用法に対する容認度における「拡大用法Ⅲ」の優位性にも言及した。

使用動機の調査分析では、心理的負担の軽減や改まり度の承認・維持などを主な動機として指摘した後、使用効果とのずれについても論じた。

日本語学習者の使用意識と容認度は、ほぼ母語話者と類似する結果となったが、「～（さ）せてもらう」形式そのもの、あるいはその「基本用法」について否定的な傾向も一部に確認された。

「～（さ）せてもらう」は、一部の日本語教科書で取り扱われているが、全体的なものとはなっていない現状を捉え、日本語教育文法的視点の導入と容認度の高い用法の学習項目化を提起した。

II. 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第1章 序論

- 1.1 研究の背景・目的
- 1.2 本研究の研究対象
- 1.3 研究の方法
- 1.4 本論文の構成

第2章 「～（さ）せていただく」に関する先行研究

- 2.1 「～（さ）せていただく」の用法に関する研究
- 2.2 「～（さ）せていただく」の使用動機及び使用効果に関する先行研究
- 2.3 外国人学習者の使用に関する研究
- 2.4 先行研究の整理とその問題点

第3章 「～（さ）せていただく」の「用法」の種類

- 3.1 基本的な用法について

- 3.2 基本用法以外の用法について
- 3.3 恩恵性の有無についての本研究の判定基準

第4章 「～（さ）せていただく」の使用状況の歴史的変遷

- 4.1 使用状況の歴史的変遷に関する先行研究
- 4.2 『青空文庫』を用いた使用状況の考察
- 4.3 まとめ及び本章の結論

第5章 「～（さ）せていただく」の社会的容認度について

- 5.1 「～（さ）せていただく」の社会的容認度に関する先行研究
- 5.2 「～（さ）せていただく」の社会的容認度についての調査
- 5.3 「～（さ）せていただく」の社会的容認度と各要素の関係
- 5.4 まとめと本章の結論

第6章 「～（さ）せていただく」の拡大用法の使用動機

- 6.1 好ましくない状況に多用され話し手の心理的負担を軽減する
- 6.2 場の改まり度の承認と維持
- 6.3 使用動機と使用効果の差について
- 6.4 まとめと本章の結論

第7章 外国人日本語学習者の「～（さ）せていただく」の使用

- 7.1 コーパスに見る使用実態
- 7.2 外国人日本語学習者における「～（さ）せていただく」の使用意識に関する調査
- 7.3 まとめと本章の結論

第8章 日本語教育における「～（さ）せていただく」の捉え方

- 8.1 日本語教育教科書における「～（さ）せていただく」の取り上げ方
- 8.2 学習者が受けた「～（さ）せていただく」の説明に関する聞き取り調査
- 8.3 まとめと本章の結論

第9章 「～（さ）せていただく」の教授に関する提言

- 9.1 日本語教育文法に基づく「～（さ）せていただく」の用法分類
- 9.2 「～（さ）せていただく」の各用法の学習について
- 9.3 使用効果の学習について

第10章 結論と今後の課題

10.1 各章のまとめと結論

10.2 今後の課題

参考文献一覧

付録

1. 王 (2018) の自由産出課題用紙

2. 学習者が受けた「～(さ)せていただく」の説明に関する聞き取り調査への回答

Ⅲ. 本論文の概要

「～(さ)せていただく」は本来、「「どうしてもよい」という恩恵／許可を得て何かを「させてもらう」ことを、恩恵／許可の与え手を高めて述べる」(菊地 1997) という場合に使われるのが基本だが、近年、恩恵／許可の与え手が実際に存在しない場面にまで使用が拡大している。ただし、拡大用法の使用に対して肯定的な見方(菊地 1994、菊地 1997、米澤 2001)と否定的な見方(滝浦 2016)が併存するのが現状で、日本語教育の現場において拡大用法の取り扱いを巡って共通理解を得るには至っていない。また、拡大用法の使用意図も明らかにされていない点が多い。

一方、外国人日本語学習者による「～(さ)せていただく」の誤用に関する指摘も見られるが、学習者の使用実態が明らかにされておらず、その使用が「～(さ)せていただく」が実際に指導されてきた解説内容にどのように影響されているのかなど、日本語教育の現場においても未だに解決されていない点が多い。

そのため本研究では、「～(さ)せていただく」の使用において日本語母語話者に見られる諸問題を検討したのち、外国人日本語学習者の使用状況との対照研究も行い、学習者の使用上の問題が生じた理由及びその解決策を探っている。

本研究は 10 章からなっている。各章の概要を以下に要約する。

第 1 章では、本研究の背景、目的、研究対象、研究方法といった基本事項について述べられている。その後、本論文の構成及び各章の概要について記している。

第 2 章では、「～(さ)せていただく」に関連する先行研究を「用法に関する研究」、「使用動機及び使用効果に関する研究」、「外国人日本語学習者の使用に関する研究」に分類し、類別に考察を行っている。その結果、先行研究には「拡大用法をもれなく包含した分類法が確立されていない」、「各用法の容認度が明らかにされていない」、「日本語母語話者による拡大用法の使用動機が十分に究明されていない」、「日本語学習者の使用上の特徴が明らかにされていない」という 4 つの問題点が存在すると結論し、これらの問題点を本研究の課題としている。

第 3 章～第 6 章では母語話者の「～(さ)せていただく」使用について論じている。第 3 章では、「拡大用法をもれなく包含した分類法が確立されていない」という問題を解決す

るために、「～(さ)せていただく」の用法の新たな分類法を検討している。まず、「～(さ)せていただく」の基本的な用法に対する先行研究の定義を分析し、その中から「許可の受け手」「許可」「恩恵」「敬意」の4つの要素を抽出し、この要素を軸に、基本用法を「「許可の受け手」「許可」「恩恵」「敬意」の4つの要素をすべて有するもの」と規定している。次に、「～(さ)せていただく」の拡大用法に対する先行研究の分類法を考察し、拡大用法の実質が「「許可」及び「恩恵」の2要素の希薄化または欠落に起因する使用範囲の拡大により生じた用法」であることを指摘している。これに基づき、「恩恵」・「許可」の有無及び「許可」の性質(実在か、形式上か)により、拡大用法を次のように、I～Vの5タイプに分類している。

タイプⅠ 事実上の許可が存在する＋恩恵性が確認できない場合

(ただし、タイプⅠは理論的には成立するが、本論文では用例は未確認である)

タイプⅡ 事実上の許可が存在しないが、存在するとして見立てることができる
＋恩恵性が確認できる場合

タイプⅢ 事実上の許可が存在しないが、存在するとして見立てることができる
＋恩恵性が確認できない場合

タイプⅣ 事実上の許可が存在せず、存在するとして見立てることもできない
＋恩恵性が確認できる場合

タイプⅤ 事実上の許可が存在せず、存在するとして見立てることもできない
＋恩恵性が確認できない場合

また、この章の最後には、「恩恵」の有無を判断する基準についても論じた。

第4章では、『青空文庫』を用いて、1870年～1960年の90年間における「～(さ)せていただく」の各用法の使用状況を実例を挙げながら考察している。その結果として、拡大用法Ⅲの用例が1890年代に初めて現れ、その後の使用の歴史も長いことと、使用回数が常に基本用法を上回っていることを明らかにしている。また、基本用法と拡大用法Ⅲの用例数が全用例の8割以上を占めることも述べている。これらのことから、「～(さ)せていただく」の基本用法が縮小し、それに対して拡大用法、特に自己宣言する用法が主流になりつつある」という先行研究の議論に対して、本論文では、拡大用法Ⅲが現れた時期から、基本用法と拡大用法Ⅲが「～(さ)せていただく」の用法の2本柱になっていると捉えた方が妥当であるとしている。

第5章では、「各用法の容認度が明らかにされていない」という問題の解決を目指し、2020年時点の「～(さ)せていただく」の各用法の社会的容認度をアンケート調査を行っている。その結果として、社会的容認度が、拡大用法Ⅲ>基本用法>拡大用法Ⅱ>拡大用法Ⅳ>拡大用法Ⅴの順であることが分かった。これにより、本稿では、基本用法と拡大用法Ⅲを「容認範囲内の用法」、拡大用法Ⅱを「許容範囲の境界線上にある用法」、拡大用法ⅣとⅤを「許容範囲外の用法」として捉えるべきであることを主張している。また、拡大用法Ⅴに対する容認度について、世代間の差異の存在を指摘し、要因として、比較的新し

い用法への中高齢層の抵抗感の存在を示唆している。さらに、基本用法に対する容認度の男女差については、男女の敬語意識の相違などの理由が挙げられるが、明確な説明項を立てるためには、更なる調査が必要であることを述べ、検討課題として留保している。

この章ではまた、「～（さ）せていただく」の社会的容認度に影響する要素についても検討している。その結果として、許可の有無、及び使用回数と容認度の間において相関関係の存在を認め、使用回数が容認度に影響するプロセスについても論じている。この章の最後では、クラスター分析を通して、日本語母語話者の容認の類型を明らかにしている。その結果、「用法区分型」、「容認傾向型」、「非容認型」の3クラスターが存在することと、「用法区分型」が多数派であることに言及している。

第6章では、言語景観及び国会委員会における「～（さ）せていただく」の使用例を観察し、使用動機を検討している。その結果として、言語景観における「～（さ）せていただく」の使用には、「好ましい状況」、「好ましくない状況」、「どちらでもない状況」の三種類の場面があり、いずれも予想を超える事態が起きた場面にもみ使用されると主張している。また、「好ましくない状況」での使用例が全用例の7割と最も多い理由について、好ましくない状況における話し手の心理的負担が最も大きく、「～（さ）せていただく」には話し手の心理的負担を軽減する効果があるため多用されるとしている。また、「好ましい状況」および「どちらでもない状況」での使用動機については、それぞれ「恩着せがましさの回避」と「強い立場のアピール」であるとした。国会委員会での使用動機については、「～（さ）せていただく」の使用により場面の「改まり度」が上がり、前の発言者によって基準化されたその場の改まり度を承認し維持するために使用する場合と、前の発言者が「～（さ）せていただく」を使うのに伴い、後に発言する者も「～（さ）せていただく」表現を元より知悉している」ことを宣明するために使用する場合、の2点であるとしている。

また、使用動機と使用効果の間に存在する「ずれ」の原因を、「許可者の明示性」、「聞き手における選択する権利の消滅」、「表現自体の音韻的長さ」の3方面から論じている。

第7章～第9章では、日本語学習者の使用に関わる諸問題についての研究成果が論じられている。第7章では、「日本語学習者の使用実態が明らかにされていない」という問題を、「日本語学習者会話データベース」及び「KY コーパス」を用いて、学習者の「～（さ）せていただく」の使用状況を分析対象として考察している。その結果、先行研究で指摘されている語用論的な誤りによる誤用は見られなかったが、「～ていただく」との混同が多発していることと論じている。また、調査結果からは、学習者の使用意識には母語話者の容認度と同様のクラスターが存在することや、用法別の使用意識と容認度には同様の傾向（拡大用法Ⅲ＞基本用法＞拡大用法Ⅱ＞拡大用法Ⅳ＞拡大用法Ⅴ）が存在することを述べ、学習者の使用意識と母語話者の容認度には類似性があることに言及している。一方で、学習者の使用状況には、基本用法に対して使用意識が低下することや、全用法に非容認的態度を示す回答者が比較的多いことなど、母語話者の容認度との相違についても述べている。

第8章では、日本語教科書での「～（さ）せていただく」表現の取り扱い状況を考察し

ている。その結果として、総合教科書 20 冊のうち、「～（さ）せていただく」表現を取り上げているのは約 3 割の 7 冊で、その内容も基本用法に関するもののみで、使用回数が最も多いという拡大用法Ⅲの現状が総合教科書にほとんど反映されていないこと、その一方で、ビジネス用教科書の約 7 割に拡大用法に関する説明の存在を確認している。またその理由を「拡大用法が「ビジネス敬語」としてのイメージが強いため」であるとしている。

この章ではまた、学習者が受けた「～（さ）せていただく」の解説に関する聞き取り調査を行っている。その結果、その内容には 4 つのパターンが存在するとしている。また、拡大用法に対する解説では、拡大用法の種類、機能や使用効果、過剰使用の危険性などにほとんど触れられておらず、不十分な点が多いとしている。

第 9 章では、日本語教育における「～（さ）せていただく」のあるべき姿を検討している。まず、「日本語教育文法は日本語記述文法とは独立に設計しなければならない」という庵（2010）の議論を踏まえ、「無標・有標」の概念に基づき、「～（さ）せていただく」の「使用場面」と「人間関係」に着目して、その用法を 3 種類に分類している。

この章ではまた、「～（さ）せていただく」の各用法の学習の必要性及び学習のタイミングについての検討から、現段階で学習が必要なのは「基本用法と拡大用法Ⅲ」であるとし、それぞれ、初級後期と中級以降で学習するのが適切な学習のタイミングであると述べている。それ以外の用法（拡大用法Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ）については、現状では容認度が低いため、学習項目として取り上げる必要性に乏しく、教授する場合は理解知識の範囲内に止め、拡大用法Ⅲと同時に提示したうえで、使用場面の違いや現時点では容認度が低いことを学習者に伝えることが重要であることを述べている。

この章の最後では、「～（さ）せていただく」の使用効果をプラスとマイナスの両面から教授することの重要性を論じている。

最後の第 10 章では、1～9 章の内容をまとめたうえで、本研究の問題点と今後の課題について記している。

IV. 論文の総合評価

論文提出までの経緯

学位申請者は、2017 年 4 月に本学言語教育研究科博士後期課程言語教育学専攻に入学し、修了に必要な 10 単位以上を取得、外国語（日本語）検定試験にも合格している。

博士論文完成発表会は、2020 年 12 月 19 日に実施され、論文は 2021 年 3 月 23 日に提出し受理されている。論文提出時の業績は、論文及び学会等における口頭発表（博士論文中間発表会を含む）が計 4 本である。

論文の審査結果

審査委員による論文審査会を 2021 年 6 月 11 日に行い、審議の結果、全員一致で「合格」とし、続いて、2021 年 6 月 15 日最終試験（口述試験）を実施し、審議の結果、全員

一致で「合格」と判定した。

V. 審査所見

本論文は近年、使用場面、使用頻度ともに増加傾向が見られる日本語の待遇表現の一つである「～（さ）せていただく」の使用状況、並びに使用上の諸問題について、日本語母語話者と日本語学習者の双方を対象とした調査研究を基に分析・考察したものである。

日本語母語話者による「～（さ）せていただく」の使用状況をめぐっては、「～（さ）せていただく」の基本的な用法と、過剰使用あるいは誤用などが見なされる、本論文において「拡大用法」と呼ぶものを明確に分類する基準が必要となるが、本論文では、先行研究の分析から「許可の受け手」「許可」「恩恵」「敬意」の4つの要素を抽出し、そこから「恩恵」・「許可」の有無及び「許可」が「実在のものか」「形式上のものか」という点に着目し、拡大用法を5タイプに分類した。従来の研究では、共通認識のなかった「～（さ）せていただく」の分類提示という点において、本論文が示した用法の類型化は当該研究に幾許かの貢献を為すものと思われる。

本論文において重要な位置を占めるのは、「事実上の許可は存在しないが、存在するとして見立てることができる＋恩恵性が確認できない」用法、例えば授業中の発表の冒頭での「それでは発表させていただきます」などの「拡大用法Ⅲ」と呼ばれるものである。

まず、1871年の「～（さ）せていただく」初出例が三遊亭圓朝の落語速記本に登場した後、この拡大用法Ⅲが、常に用法別使用例の第一位を占めることが本論文の調査によって確認されており、さらに日本語母語話者の社会的容認度においても、拡大用法Ⅲが基本用法をも上回ることが明らかにされることで、既成概念を見直す意義ある成果を収めた。

本論文では、この社会的容認度の調査と同一の用例を用いて、日本語学習者の意識調査を実施し、母語話者の容認の類型と類似のクラスターを確認したが、このような両者を比較した試みはこれまでになかったものであり、当該分野の研究に新たな方向性を示すものとして注目される。

次に本論文は、「言語景観」及び「国会委員会議事録」を分析対象とした「～（さ）せていただく」の使用動機の検討に入るが、前者については、心理的負担の軽減が使用動機の主要因であること、後者では場面の改まり度への対応や表現形式知悉の表明が図られていることとしたが、いずれも優れた着眼点である。

さらに、本論文の後半では、日本語教育における「～（さ）せていただく」の位置づけについて論じた。学習者が実際に指導を受けた解説内容に関する調査において、「基本用法」は総合教科書に、「拡大用法」は、ビジネス用教科書において取り上げられているという偏重を指摘し、教育現場での「～（さ）せていただく」の取り上げ方について、特に日本語教育文法の視点からその使い分け規則を提起したことも本論文の成果の一つに数えられるものである。

審査委員からは、本論文の構成に加えて、先行研究の論点の指摘、その補足などの論の

運び方について肯定的評価を受けたが、一方で、小さくまとまっている印象を受けたという意見もあった。また、より完全な論文に近づけるために、論文内の図表について、加筆・訂正の必要性について助言があった。特に、「拡大用法Ⅲ」の働きをより可視化させるための工夫をした形で完成版を目指すべきであるとの指摘を受けた。また、より詳細な点も確認可能となるような図表の表示方法や説明提示などの研究技法についての助言もあった。これらの点については、申請者も認識しており、最終論文提出までに可能な限り加筆・修正を施すこととなった。

審査所見をまとめる。本論文は、「大学院学位論文審査基準」（「博士論文審査基準」）に照らして、①研究テーマ、②先行研究・文献資料・調査などの情報収集、③研究方法、のいずれにおいても、おおむね適切・妥当であり、④論旨もおおむね妥当であると認められる。⑤全体の構成、日本語表現については、細かな瑕疵はあるが大きな問題はなく、「論文」としての体裁が整っているものと判断する。⑥論文の内容について、独創性を有すること、当該学問分野の研究に貢献をなすものであることは、上に述べたとおりである。また論文末尾にも書いてあるとおり、このテーマをさらに発展させて研究を続ける意図も明確であり、将来の有望な研究者として期待される。

学位申請者は、これまでも国内外の学会・研究会で研究発表を行ない研究を積み重ねてきたが、2021年9月からは、中国・広東省広州市花都区にある華南理工大学広州学院外国語学院日本語学科の専任講師に就任することが内定している。これらのことから、当委員会は、申請者には、高等教育機関で自立した教育者・研究者として活躍していく能力及び学識が備わっているものと認める。

VI. 審査委員会結論

以上により、本審査委員会は、慎重・厳重な審査の結果、総合的に判断し、3委員全員が一致して、学位申請者に対し、「博士（言語教育学）」の学位を授与するに値するものと認めた。